

提出書類一覧(新規指定)

参考

提出書類	様式番号	提出	備考
排水設備指定工事店申請書	1	○	
代表者、所在地の確認等			
住民票等			
住民票の写し		▲	いずれか一つ提出
住民票記載事項証明書		▲	
欠格要件の確認			
誓約書(審査基準の欠格要件すべて)	1-2	○	
登記事項証明書		△	
定款の写し		△	写しに「日付」「原本と相違ありません」「会社名」「代表者名」を記入すること
登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し		◇	
事業所の付近見取図	1-3	○	
事業所の写真		○	
責任技術者			
専属する排水設備工事責任技術者名簿	1-4	○	
専属する排水設備工事責任技術者全員の排水設備責任技術者証の写し		○	いずれか一つ提出
愛知県排水設備工事責任技術者試験の合格証		□	
愛知県排水設備工事責任技術者更新講習の修了証		□	
雇用を証明できるもの			
保険証の写し		○	いずれか一つ提出
雇用保険被保険者資格確認通知書及び保険料領収書の写し		○	
従業員全員の貸金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し		○	
機械器具調書	1-5	○	写真不要
管の切断用		○	
管の加工用		○	
管の接合用		○	
測量用		○	
土工用		○	

○:提出を求める書類、△:法人の場合に提出を求める書類、▲:個人の場合に提出を求める書類

◇:事業所の所在地が住民票又は登記事項証明書と異なる場合

□:排水設備責任技術者証の登録番号が愛知県被登録資格証番号と異なる場合

提出書類一覧(変更)

参考

変更項目 提出書類	様式番号	提出	備考
工事店名			個人から法人や法人から個人の変更も可
排水設備指定工事店変更届	5	○	
代表者、所在地の確認等			
登記事項証明書		△	
責任技術者			
専属する排水設備工事責任技術者名簿	1-4	○	責任技術者証の写し不要
旧:排水設備指定工事店証	2	○	窓口事業体が受理、写しを登録事業体へ転送したのち処分
代表者			
排水設備指定工事店変更届	5	○	
代表者、所在地の確認等			
誓約書(審査基準の欠格要件すべて)	1-2	○	
住民票の写し		▲	いずれか一つ提出
住民票記載事項証明書		▲	
登記事項証明書		△	
旧:排水設備指定工事店証	2	○	窓口事業体が受理、写しを登録事業体へ転送したのち処分
事業所移転			
排水設備指定工事店変更届	5	○	
代表者、所在地の確認等			
事業所の付近見取図、写真	1-3	○	
住民票の写し		▲	いずれか一つ提出
住民票記載事項証明書		▲	
登記事項証明書		△	
登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し		◇	
旧:排水設備指定工事店証	2	○	窓口事業体が受理、写しを登録事業体へ転送したのち処分
電話番号(FAX、電子メール)			
排水設備指定工事店変更届	5	○	
専属する責任技術者の異動			
排水設備指定工事店変更届	5	○	
責任技術者			
専属する排水設備工事責任技術者名簿	1-4	○	
専属(雇用)を確認できるもの		○	新たに専属する責任技術者分のみ提出
新たに専属する排水設備工事責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し		○	
愛知県排水設備工事責任技術者試験の合格証		□	新たに専属する責任技術者分のみ提出
愛知県排水設備工事責任技術者更新講習の修了証		□	いずれか一つ提出
廃止、休止、再開			
排水設備指定工事店廃止・休止・再開届	4	○	
旧:排水設備指定工事店証	2	○	廃止・休止時のみ提出 窓口事業体が受理、写しを登録事業体へ転送したのち処分
専属する排水設備工事責任技術者証の写し、及び責任技術者名簿		○	再開時のみ提出
愛知県排水設備工事責任技術者試験の合格証		□	再開時のみ提出
愛知県排水設備工事責任技術者更新講習の修了証		□	いずれか一つ提出
再交付			
排水設備指定工事店証再交付申請書	3	○	
旧:排水設備指定工事店証(毀損した場合)	2	○	窓口事業体が受理、写しを登録事業体へ転送したのち処分

○:提出を求めている書類、△:法人の場合に提出を求めている書類、▲:個人の場合に提出を求めている書類

◇:事業所の所在地が住民票又は登記事項証明書と異なる場合

□:排水設備責任技術者証の登録番号が愛知県被登録資格証番号と異なる場合